第三期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	二、〇二四
固定資産	九二
合計	二、一一六

負債及び純資産の部

流動負債	三一二
（賞与引当金）	（九七）
（役員賞与引当金）	（二七）
固定負債	一、五二二
株主資本	一八八
資本金	五〇
利益剰余金	一三八
その他利益剰余金	一三八
（うち当期純利益）	（一〇九）
評価・換算差額等	九三
その他有価証券評価差額金	九三
合計	二、一一六

平成二十七年十月二十日

東京都千代田区大手町一丁目九番七号

新生企業投資株式会社

代表取締役社長　松原　一平

第九期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、七八三、〇四七
固定資産	二七七、七二一
合計	二、〇六〇、七六九

負債及び純資産の部

流動負債	二、八四三
固定負債	二、〇五五、九三三
株主資本	一、九九二
資本金	三、〇〇〇
利益剰余金	△一、〇〇七
その他利益剰余金	△一、〇〇七
（うち当期純損失）	（一一四）
合計	二、〇六〇、七六九

平成二十七年十月二十日

東京都千代田区大手町一丁目九番七号

株式会社エフエムシー・ツー

代表取締役　山田　茂

第十三期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一四五、五〇九
合計	一四五、五〇九

負債及び純資産の部

流動負債	九一
固定負債	一三七、〇二一
株主資本	八、三九五
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	△一、六〇四
その他利益剰余金	△一、六〇四
（うち当期純損失）	（一三一）
合計	一四五、五〇九

平成二十七年十月二十日

東京都千代田区大手町一丁目九番七号

新生銀ホームローンマネジメント株式会社

代表取締役　山田　茂

第二十九期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	九、一〇〇
合計	九、一〇〇

負債及び純資産の部

流動負債	三二三
株主資本	八、七七七
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	△四一、二二二
その他利益剰余金	△四一、二二二
（うち当期純損失）	（五一）
合計	九、一〇〇

平成二十七年十月二十日

東京都千代田区大手町一丁目九番七号

第百信用保証株式会社

代表取締役　山田　茂

配当公告

福島県郡山市富久山町久保田字恩田六六番地

破産者　株式会社坂上建設

右の者に対する福島地方裁判所郡山支部平成二十二年（フ）第三十二号破産事件の破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七二九、六二五、〇七一円

一、配当することのできる金額

金一四、四七九、九九八円

平成二十七年十月二十日

福島県郡山市深沢二丁目四番二〇号

破産管財人　弁護士　鈴木　康元

福島県郡山市八山田五丁目四二三番地

破産管財人　弁護士　伊藤　高史

配当公告

名古屋市瑞穂区軍水町二丁目一六番地

破産者　ラクエツ株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十六年（フ）第二三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる債権の総額

金六八一、一六六、二〇三円

一、配当をすることのできる金額

金二四、九四二、一〇〇円

平成二十七年十月二十日

名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四一〇号

破産管財人　山田　高司

配当公告

高松市栗林町二丁目一八番二三号

破産者　鎌田　雅典

右の者に対する高松地方裁判所平成二十四年（フ）第二八八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金三四三、〇六八、八八三円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二五、八〇〇、九一五円

平成二十七年十月二十日

高松市内町一番六号　井元ビル四階

破産管財人　小林　正則

配当公告

愛媛県松山市東野五丁目八番二七号、開始決定時の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町入野二四八番地

破産者　永井　勝

右の者に対する松山地方裁判所平成二十六年（フ）第二三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三〇三、一七三、八二二円

一、配当することのできる金額

金一〇、六二二、五八一円

平成二十七年十月二十日

愛媛県松山市三番町四丁目一番地九城南ビル三階

破産管財人　中村　正夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県坂東市長須二四五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　秀喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

事務所茨城県古河市中央町二丁目三番五〇号いばらきIT人材開発センタービル四階

弁護士法人古河法律事務所

相続財産管理人　弁護士　立石　有作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市大字高萩二六一番地五、最後の住所茨城県高萩市大字高萩二六一番地の五　被相続人　亡　牧　幸三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

事務所茨城県日立市平和町一丁目一五番二号山忠ビル三階あおぞら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　茂木　博男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市竹町一五一七番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　島田　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

事務所千葉県匝瑳市八日市場イ八三番地弁護士法人房総法律八日市場事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　幸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区南千住三丁目一八番地、最後の住所東京都八王子市美山町七六七番地二八王子美山学園　被相続人　亡　小川　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋積　京子